

## 就学支援金の対象となる方(基準税額等)

■ 次のA～Fの世帯対象のいずれかに該当する方

(平成30年7月からD～Gの基準税額が変更されましたが、世帯年収の目安は変わりません。)

区分	基準税額等	世帯年収の目安 ※1	支給月額 ※2	手続き
A	・生活保護世帯	約250万円 未満	24,750円 (加算額14,850円)	申請 が 必要 です
B	・住民税が非課税の世帯			
C	・住民税が均等割のみの世帯(住民税の均等割のみ課税されている世帯)			
D	(4月～6月分) ・区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯	約250万円 ～ 約350万円	19,800円 (加算額9,900円)	
	(7月～翌年3月分) ・都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯			
E	(4月～6月分) ・区市町村民税所得割額が154,500円未満の世帯	約350万円 ～ 約590万円	14,850円 (加算額4,950円)	
	(7月～翌年3月分) ・都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯			
F	(4月～6月分) ・区市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯	約590万円 ～ 約910万円	9,900円 (基準額)	
	(7月～翌年3月分) ・都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円未満の世帯			
G	(4月～6月分) ・区市町村民税所得割額が304,200円以上の世帯	(所得制限額) 約910万円 以上	対象外	/
	(7月～翌年3月分) ・都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円以上の世帯			

※1 あくまでも目安となる金額です。扶養控除等の関係で変わりますので、必ず税額を確認してください。

※2 就学支援金は、在学校の授業料月額が上限となりますので、本校の場合、A～D区分の補助額は

1, 2年生19,800円、3年生16,000円となります。